

Title	馬場辰猪「日本監獄論」に関する新資料：明治法制史料拾遺(8)
Sub Title	A new material on T. Baba's "In a Japanese cage"
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.6 (1970. 6) ,p.101- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700615-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

馬場辰猪「日本監獄論」に関する新資料

明治法制史料拾遺(8)

手塚 豊

明治十九年六月二日、東京輕罪裁判所における爆発物取締罰則違反の公判で、無罪の判決をうけ放免された馬場辰猪が、わずか十日後に日本を離れてアメリカへ渡り、二十一年十一月一日、フィラデルフィアの病院で逝去するまでの二年有半、著述あるいは講演により、わが藩閥政府の前近代性をいろいろな角度から把えてアメリカ人に訴え、わが国の内外に多くの反響を生んだ顛末は、すでに先学の研究によつて、かなりくわしく説明されている。⁽¹⁾したがつて、その著述の一つに、一八八七年(明治二十年)六月二十五日・イーブニングスター新聞(Evening Star, Washington, D. C.)に投稿された「日本監獄論」(In A Japanese Cage)があることも夙に知られており、その日本語訳は、すでに早く明治三十年に出版された安永梧郎氏の「馬場辰猪」に掲載され、⁽²⁾またその原文は、昭和四十三年、西田長寿氏によつて覆刻、紹介された。⁽³⁾

馬場辰猪「日本監獄論」に関する新資料

最近、私は、この馬場の論考が新聞に掲載された直後、在留一日本人がその所論に対する反駁文を同新聞に寄せ、さらに馬場がそれに対して回答を書いている事実を知つた。前者は、同年七月一日・同新聞に掲載された二宮某の「日本の監獄制度」(The Japanese Prison System)であり、後者は七月九日・同新聞にのせられた馬場の「日本の監獄制度」(The Japanese Prison System)である。これら二つの論説は、これまでの馬場辰猪研究において、みおとされてきた文献と思われるので、ここにその原文を、馬場関係の新資料として覆刻、紹介したい。その内容は、とくに重要なものとはいえないかも知れないが、馬場辰猪研究者によつて、馬場に関する現存する資料が極めて少ないと指摘されている現在、小論といえども捨てがたい資料と考えたからでもある。

馬場の監獄論は、彼の生々しい体験にもとづくものであつた。明治十八年十一月十六日、彼は同志の大石正巳と共に横浜へ赴いた。

彼らは、当時、渡米の計画中で、その準備のため横浜へ行つたのである。その際、山手居留地の英人経営モリソン商会に立寄り、爆発物の買入手続などを問合せた。このことが尾行の刑事によつて警視庁に報告され、同月二十一日、爆発物取締罰則違反の容疑で、二人共拘引された。その頃、当局は大井憲太郎一派の大坂事件を深知し、内偵中であつたので、彼等もそれと関連する容疑をうけたものと推察されている。鍛冶橋監獄の未決監に収容された兩名は、約三カ月間、そのまま放置され、翌十九年一月十八日からようやく東京輕罪裁判所の予審判事伊地知光定による予審が開始され、有罪と認定、五月十一日、十七日、十八日、六月二日の四回にわたり、東京輕罪裁判所の公判が開かれた。担当裁判長は、判事葛葉正道、立会檢察官は検事補川淵竜起、弁護人は増島六一郎他五名である。公判での争点は、馬場らが爆発物を注文したのか、それとも単なる「ひやかし」であつたのかという問題であつた。公判の初日、モリソン本人を法廷に召喚することの是非について紛糾したが、結局、十七日の法廷にモリソンが出頭して証言を行つた。彼の「注文は受けなかつた」という証言がキメ手になり、六月二日の公判で無罪が言渡された。爆発物取締罰則第六条によると、「爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者」を処罰の対象にしており、売買の掛合すなわち「注文」の予備行為は処罰できなかつたからである。

川淵検事補は、その自歴譜で、この事件につき、次のごとく述べている。

五月十一日より数日に亘り、余主任檢察官として、旧自由黨員

馬場辰猪及び大石正巳に係る爆発物取締罰則違反事件の審判に立会う。増島六一郎、岡山兼吉、渋谷隨爾、高橋一勝、元田肇、佐伯剛平等、其弁護人たり。蓋し馬場、大石は当時知名の政客にして、其名声夙に江湖に藉甚たりしのみならず、参考人として横浜在任の英国人ジョン・モリソンを喚問する等のことありたるを以て、其傍聴人は非常に多く、到底全部を訟廷内に収容することを得ず。為めに最初の日、既に硝子戸を押し破られたるほどなれば、爾後、戸障子などは悉く之を撤去せる形勢にて、余の論告は幾ど四時間に亘り、各弁護人の弁論も亦皆相当長時間を要し、数日間継続しけるが、雅より重要な案件なりし故、裁判所に於ても最も慎重の態度を採り、越えて六月二日、漸く裁判言渡を為すに至れり。而て其結果は、遂に無罪と為れり。此事件は、余が在職中関与せる重要事件且著名のものゝ一にして、又、我國の裁判所に於て、外国人を参考人として取調べたるは実に之を以て嚆矢と為すと云ふ(句読点・手塚)。

無罪になつた点について、担当檢察官たる彼の所見が述べられていないのは、甚だ残念である。また、馬場と共に被告となつた大石正巳は、裁判の後ち数年を経て、次のごとくこの事件を回想している。

数年前、亡友馬場辰猪氏と共に欧米に航せんとし、乗船券を購ひ旁々外国為替を組まんとして横浜に赴き、用事を竟へて後、馬場氏の帰るには尚早し、汽車の時間まで銃器彈藥商なるモリソン商会を素見かさんとの發議に同意して、同館に至る。氏は得意の

英語を繰りて館主と銃器彈藥の進歩などを語り、帰途に上りたりき。是れぞ余等の身上に意外の災禍を来たす基にして、帰京するや否や、爆裂彈規則違反の廉を以て、縲綆の辱を受け、八重洲橋畔の獄窓に、八カ月間、呻吟するの身とはなりぬ。蓋し当時、政界の風雲慘怛として朝野政事家相衝突し、政敵を見ること蛇蝎の如き有様にて、之を遇する残酷なりし際なれば、或は余等も亦其の連坐を受けたるやも知れざりし。楮子審も終結して公判に廻さるゝや、君は(岡山兼吉を指す——手塚註)、高橋、増島諸氏と共に、余等のために弁護の勞を執り呉れられ、幸にして無罪の宣告を得、出獄するや未だ一週間を出でずして欧米觀光の途に上りたりき。蓋し今日より往事を追想すれば、(一)当時の裁判は事実の証拠に由らずして、寧ろ情況如何に重きを置きたるの弊風を打破したる事、(二)現政府の反對党を目するに、平素蛇蝎を以てせしのみならず、裁判所に於ても、其の政客に対する事件に就ては、時として行政官の干渉を受くることありしを廃せしめたる事、換言すれば、裁判官の不羈獨立を全ふしたる事、(三)該事件たる外国人に關係する所ありたるを以て、洋人の注目して其裁判の如何を望みしに、民間法律家たる君等の熱心にして熟練せる弁論と、裁判官の公明正大なる判決とを見て、我帝國法律の進歩に驚きし事等は、実に君及び諸氏の尽力に係る賜と云ふて差支なしと思はる(句読点・手塚)。

この談話によれば、モリソン商会の一件は「意外の災禍」であり、したがつて「無罪の宣告」は「裁判官の公明正大なる判決」で

馬場辰猪「日本監獄論」に関する新資料

あつたといふのである。

モリソン商会の事件は、そのことだけに限定してみれば、爆発物の単なる「ひやかし」であつて「注文」ではなく、したがつて爆発物取締罰則違反の問題は生じない出来事であつたであらう。しかし、当時の馬場が何事かを計画し、爆発物の入手を希望していたのではないかという疑惑が、全くないわけではない。西田長寿氏は、モリソン商会で馬場らが「偽名をつかつた」り「日本の法規による取引をきらつている点」「急いで渡米してしまつた点などを考え合わすと、何かがあつたと考えざるを得ない」とされている。このことは、馬場辰猪研究において今後もなお究明さるべき問題点であらう。

それはさておき、この事件で八カ月に及んだ馬場の獄中生活が、その監獄論を生む母体となつたのである。それは、監獄の構造、不完全な衛生設備、非人道的な獄中の諸規則とくに食事の調節による罰則、獄内病院の不潔な状況、国事犯と非国事犯の差別なき処遇などを具体的に詳述し、最後に、

今の日本政府は彼是と心を勞して或は婦人の服装を変せしめ、或は舞踏会を創め、其他皮相的欧州文明を誘致して外観を装ひ、其真相を隠蔽して偏に欧州諸国の信用を買はんと欲す、然れども日本政府にして真実日本を改良するの赤心あらば日本現時の監獄制度の如きものを改良すること急務に非ずや、此の如き汚点が日本に存する限りは何の政府かありて信を我國に措くものあらんや、詭計陰謀は決して功を成すの道にあらず、予の目的は総べて日

本現在の短所を短所とし承認して、之を一掃せんとする予輩が氣力と熱心の程を示して自由に公明に言議論評を下すにあり、予は此を以て開明諸國の信を得る最良唯一の手段と信するものなり。と述べたものである。⁽¹²⁾

元來、馬場がアメリカにおいて日本の現況を暴露し、政府の態度をばげしく非難した理由は、「日本政府の専制主義を白日のもとに曝らし、それによつて日本政府に対する外國の不信をたかめ、日本政府の諸政策——例えば當時政府の条約改正——を不可能にし、それに従つて、明治政府に余儀なく自由民権主義的改革を行わせると同時に、日本國民の間に自由の基礎をつくりだそうとするにあつた⁽¹³⁾」といわれる。日本政府に対する外國の不信を高めるといふ点では、監獄事情のごとき、具体的事實に則した問題は、もつとも適切な材料であつたにちがいない。

馬場の監獄論に対し、真向から反対の意見を述べたものが、二宮某の「日本の監獄制度」である。彼によれば、日本の監獄制度は「先進西洋諸國に匹敵するほどに、すぐれたものになつた」のである、このことは、鍛冶橋、宮城、空知、樺戸などの監獄の現状をみればわかることであり、西洋から来た宣教師、外交官、旅行者なども、その「進歩」の状況をみとめているとし、さらに、国事犯罪者その他の犯罪者との區別が、日本ほどに「注意ぶかく慎重に守られている國は、地球上にはない」としている（後掲原文、参照）。彼の所論は、抽象的であつて、馬場の具体的事實をあげての所見に対する反駁としては、寔によわよわしい。この「E. Ninomiya」といふ筆者

が、どんな人物かは、残念ながら私にはわからない。大方の御教示を乞ふ次第である。

この反駁に対する馬場の回答が、彼の「日本監獄制度」と題する一文である。馬場は、「二宮と名のる人」の所説は「経験にもまた事實にももつとかない」「独断の見解」であるのに反し、かつて発表した「日本監獄論」は「経験と觀察の結果」であることを強調し、国事犯罪者が一般犯罪者と同様に取扱われた実例として、福島事件の被告であつた河野広中一派の人々の処遇をあげ、また、日本の予審制度の如きは、現在の文明諸國にはその例のないことを力説、日本政府が「あらゆることに体裁をつくり、そして、わ、べだけの改革を装い、現に存在する弊害と悪習をそのまま維持」する政策をつづけるならば、「まもなくヨーロッパ文明諸國の信用と同情を全く失ふことになるであらう」と警告したのである（後掲原文、参照）。

イーブンングスター新聞の編集者は、馬場の所論の末尾に、馬場の最初の記事およびそれに対する応答の發表後、スター紙は別の書簡を受け取つたが、それによると、故國の監獄における他の日本人の経験は、馬場氏の記述の正しいことを立証しているように思われる旨を、附記している。この「他の日本人」(Other Japanese)の氏名はわからないが、このような附記をのせていることからみて、同編集者も、馬場の所論に好意を寄せたことは明らかであらう。要するに、馬場の監獄論をめぐるこの論争は、二宮某の企図とは反対に、馬場の所論への信用をますます高める結果になつたものと思われる。

明治維新以降、わが国の監獄事情は、逐次改善されつつあつたといへ、他の文化面の改革に比較すると、寔に遅々たるものであつた。その原因は、明治維新はフランス革命とは異なり、あらたに政權を握つた者も依然として前代の支配階級であつた武士であり、それがため人權の尊重、自由平等の思想が徹底せず、囚人取扱ひの改革のごときは、お上の慈悲と考えられがちであつたからである。わが国の行刑が、懲戒主義から改良主義へ前進する¹⁴がみえはじめたのは、明治十八、九年頃からであるが、しかし、監獄の全般的事情は、まだまだ旧態依然たるものであつた。¹⁵

馬場がアメリカで日本監獄論を發表したことは、いち早くわが国にも伝えられた。例えば、二十年七月三十日・時事新報は、

六月廿五日発の米國革盛頓府なるイブニングスター新聞に、日下米國在留の馬場辰猪が投書なりとて、日本監獄のありさまを掲載せしが、先づ監獄署の位地構造より、獄室の体裁、既決未決囚徒の取扱、食事、病室の有様より國事犯罪人の取扱方等、自分実地の經驗によりて詳細に記述し、此監獄の仕組を改良せざる間は、日本社会の文明未だ称揚するに足らずといへり(句読点・手塚、また。以下の新聞記事同じ)。

報じている。さらに、前に述べた馬場、二宮の論争についても、例えば、二十年八月十三日・朝野新聞は、

目下、米國紐育に滞在中なる馬場辰猪氏が、去る六月廿五日、同地の毎夕新聞へ日本監獄の組織と題する一篇の投書を寄せられたるに、其後、日本留学生にて二宮某と云ふ者あり。一の弁駁文

を綴りて同新聞へ載せられたれば、馬場氏は去月九日、再び監獄論を起草し同新聞に寄せ、大に二宮の記事を駁されたり。同新聞の記者某、末に追記して曰く、余は馬場氏の投書を記載し、又、二宮氏の弁解書を記載したる後、日本の監獄に關し實地を經驗したる人より、一通の報道を得たるが、其文に抛れば、馬場氏の曩に記する所は正確の話なり云々と、米國の通信中に見えたり。と、その事情を紹介している。

馬場の監獄論のことを知つた日本政府当局者は、それがアメリカ國民にあたる反響を憂慮し、苦々しい思いを味わつたにちがいない。¹⁶ いうまでもなく監獄とかあるいは裁判の問題は、当時の政府の悲願であつた条約改正とくに治外法權撤廢の行方を左右する重大要因の一つであつたからである。そうした状況の一端を、後ちに二十一年十一月二十二日・金城新報は、次のごとく述べている。

監獄の事を痛論せしに付ては、本國の秘事を外國に暴露したりとて、世間に非難する者少なからざれども、是は氏が眞に監獄改良の實効を挙げんと熱心に出でたる者にして、又、監獄の事たる本来必ずしも秘すべきの秘事にあらず、殊に一人の馬場辰猪が、広き合衆國に風來して、日本の事情を明かにせんと欲するとも、誰とて俄に耳を傾くる者ある可らざれば、他の注意を惹くる手段として、人の最も感情を動かすべきものを撰むは、言論の法に於て、時としては止むを得ざるの事情もあるべく、要するに氏の演説論文は一身の不平を漏すに非ずして、将来の爲に著々民間の文明を、外國に披露せんとせし者なれば、言の当否は兎も角

も、之が為めにとて苦心撓まざる其精神は決して抹殺すべからず。又、監獄論の出でたるが為め、其筋にては之を処刑せんとの議論もありし由なれども、實際改良を要するものとすれば、人を罰せんよりは、法を改むるに如かずとの説もありて、監獄法及び治罪法の改正云々の沙汰が、其筋の問題となるに至りたるも、氏の論文与かりて力ありしならんと云へり。

これは、馬場のアメリカにおける客死が伝えられたのに因んで書かれた追悼記事の一部である。

明治十四年監獄則(九月二十日・大)改正の動きが、政府部内にはじまつたのは、二十年十一月頃からのようであるが、その後一年数カ月を経た二十二年七月十二日、小河滋次郎博士をして「旧来のものに比して一大進歩」といわしめた新監獄則(勅令第九三三號)が制定された。また、十五年から施行されていた治罪法(十三年七月十七日大)も、明治二十三年刑事訴訟法(十月七日・法)の制定によつて廃止された。これら二新法の制定とくに監獄則の改正に、馬場の監獄論が、それを促進するなほどのかの役割を果したことは、たしかな事実であつたとみてよからう。

- (1) 安永梧郎「馬場辰猪」(明治三十年・一八二頁以下、木村毅「日米文学交流史」・「日米文化交流史」第四卷・学芸風俗編(昭和三十年)・一五〇頁以下、西田長寿「馬場辰猪」・「民権論からナンショナリズムへ」(明治史研究叢書第四卷・昭和三十三年)・一四八頁以下、萩原延寿「馬場辰猪」(昭和四十一年)・二五九頁以下等参照)
- (2) 安永・前掲書・一九二頁——二〇三頁。なお、同書の「馬場辰猪年

譜」には、明治廿二年六月二十五日の条に「日本監獄論」を掲げているが(二五五頁)、この「廿一年」は誤りで、「二十年」が正しい。

- (3) 西田長寿「馬場辰猪・The Political Condition of Japan. In a Japanese Case」(明治文化全集第十四卷・自由民権篇続・別冊・昭和四十三年)・二九頁——三三頁。なお、同書には安永氏の前掲日本語訳(註?参照)も併載されている(三四頁——三六頁)。因みに西田氏が覆刻の台本に利用された一八八七年六月二十五日・イブニングスター新聞の写真版は、同氏も述べておられるごとく、私が同氏に贈つたものである(西田・前掲書・五頁)。それは昭和十五年のことであつた。当時、私は、坂西志保氏(當時、アメリカ国会図書館東洋部主任の御好意で、写真版二部を入手したので、かねて馬場に関する調査、研究をつづけられていた西田氏にその一部を贈り、他の一部を利用して、慶大法学部学生の機関誌「法学会誌」第二十号(昭和十五年三月)に、「Taini Baba "In a Japanese Case" (馬場辰猪「日本監獄論」の紹介)」と題する一文を書き、その中に原文を覆刻、紹介した(一九頁以下)。もちろん部内配布の学生雑誌のことで、先輩専門学者の目には、ほとんどどれなかつたことであらう。その後二十有八年、西田氏によつて、前に述べた写真版がはじめて陽の目をみたことは、私としても寔に喜ばしいことであつた。

- (4) 西田・前掲馬場辰猪・一四六頁、萩原・前掲書・二六二頁。

- (5) 安永・前掲書・一六三頁以下。因みに、同書には予審判事の氏名は明記されていない。しかし、明治十九年二月七日・土陽新聞に「伊地知予審判事の掛りにて予て取調なる旧自由党员たりし馬場大石両氏の事は都合に依り目下中止になり居るが今後は一人づつ取調ぶる筈なりと云ふ」という記事があり、明治十九年十二月「官員録」によると、東京始審裁判所(軽罪裁判所)在勤の判事で「伊地知」姓の人は、伊地知光定

だけである(二一九枚表)。

(6) これまでの馬場関係の文獻で、裁判長名を「葛葉正包」(傍点・手塚)としたものがあるが(例えば、安永・前掲書・一八一頁、馬場孤蝶「馬場辰猪日記抄」・明治文化全集・自由民権篇統・昭和三十一年・三六七頁)、「葛葉正道」(傍点・手塚)が正しい。(前掲官員録・二一九枚表)。

(7) モリソン喚問の状況は、明治十九年五月十八日・時事新報所載の公判記事に詳しい。

(8) 爆発物取締罰則(明治十七年十二月二十七日・太政官布告第三三三号)の関連条文は、次の通りである。

第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑ニ処ス

第六条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニ非サルコトヲ証明スルコト能ハサルトキハ二年以上

五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス

(9) 「川淵竜起自歴譜」(昭和八年)・五七頁——五八頁。

(10) 「梧堂言行録」(明治二十八年)・一八〇頁——一八二頁。大石は渡米後、馬場と別れ、ヨーロッパを廻つて二十年八月二十八日に帰国した(明治二十年九月一日・千葉新報)。

(11) 西田・前掲馬場辰猪・一四九頁。馬場孤蝶氏も「或は、辰猪は出獄してもまだ安心のならぬ事情があつて、それが知り得られたので、急に日本を離れたかも知れぬと思われる」と述べておられる(馬場・前掲自由民権篇統・三七〇頁)。萩原氏は「馬場がダイナマイトを購入し、政府要人の襲撃をくわだてる可能性が絶対になかつたとは断定し切れない」襲撃、そして、亡命という道も可能性としては存在するわけである。だがこれは、馬場という人間の場合でも、やせやロマンティックにすぎない「解釈だ」としておられる(萩原・前掲書・二六一頁)。

馬場辰猪「日本監獄論」に関する新資料

(12) 註2に同じ。

(13) 西田・前掲自由民権篇統別冊・三頁。

(14) 滝川政次郎「日本行刑史」(昭和三十九年)・一九九頁。

(15) 当時の監獄事情については、拙稿「明治二十年・罪石事件の考察」・本誌第三八巻五号・五三頁以下参照。

(16) 末広重恭が、馬場宛の書簡で「盟台当国新聞紙にて御談論有之候政府攻撃之事、余程当局者の諱忌に触れ大層怒り居候事は小生の見聞にも触れ候云々」(明治二十一年五月十五日付)と述べている(安永・前掲書・二七二頁)。なお、駐米大使陸奥宗光は、アメリカにおける馬場の動静を、逐一、外務大臣大隈重信に報告したようであり、その中の一通が、萩原氏によつて発見され、同氏の前掲書に覆刻されている(三〇九頁——三一頁)。

(17) 明治二十年十一月四日・時事新報が、監獄則改正の噂を伝えている。

(18) 小河滋次郎「監獄誌」・「開国五十年史」(明治四十年)・五二二頁。

○

THE EVENING STAR: WASHINGTON, D.C.,

FRIDAY, JULY 1, 1887

The Japanese Prison System.

To the Editor of The Evening Star:

I have read with great surprise, in your esteemed paper of June 25, an extraordinary statement concerning the Japanese prison system, said to be from the pen of a certain native of that country, named Tatui Baba. This individual, if he is really

104 (1064)

a Japanese, is unknown to me and my friends here residing. Whatever the character of the writer may be, I feel myself constrained to ask for a small share of your valuable space, for the purpose of correcting his remarkable, not to say malicious allegations.

As you are aware, the amelioration of prison systems has for a long time attracted the earnest attention of enlightened states men and philanthropists in every civilized country of the world. None has arrived at perfection, but the amount of progress in the case of Japan has received the warmest approbation from all who have had the opportunity of observing it. The government has exerted its utmost power to reform the errors which existed in past times, and is admitted by high authority to have attained a degree of excellence similar to that exhibited in the leading Western nations. If you go, for example, to the prisons in Kaijibashi, (where Mr. Baba says he was confined), Miyagi, Sorachi, Kabato, and others; if you investigate critically their internal regulations and actual condition, and compare them with similar institutions in America or Europe, you will not, I am confident, discover any inferiority in the Japanese establishments. In certain particulars you will probably find indications of superior methods of management. I do not desire, Mr. Editor, that this statement be taken on my authority, or on the authority of any

single Japanese witness. Any person who will examine the recent writings of intelligent travelers, missionaries, and diplomatic representatives from the West will find similar and even stronger testimony. The missionaries, especially, take a deep interest in the condition of prisons in all parts of the East, and their evidence has been unanimous, in recent years, in declaring that the discipline, sanitary precautions, regulations for the treatment of inmates, and general administration of Japanese places of confinement or detention, show a remarkable degree of advancement, and may fairly be judged by the same standards that are applied to the best prisons of their own nationalities. Travelers who have visited Japan expressly for the purpose of reporting upon the social changes of the past few years have made the jails and penitential institutions the especial subject of their eulogy, and have declared that the system now in force not only seems excellently adapted to the needs of the Japanese people, but might in many details be advantageously transferred to countries which profess to stand on a much higher plane of civilization. It is not for me to claim more than is thus voluntarily accorded by impartial observers, but if even so much is accepted, it shall serve to controvert the injurious assertions of a professed native of the land which he misrepresents.

With respect to Mr. Baba's statements as to trials, secret

examinations, and the absence of distinction between "political and common offenders," I must say they will fall to produce any effect upon persons who are familiar with the active reforms which Japan has set on foot since having been admitted to the companionship of Western nations. It would appear that he has ventured to make these statements only because of the remoteness of the country he maligns, and the difficulties which stand in the way of producing prompt and direct refutation. Speaking as one well acquainted with the subject, I declare that all trials in Japan are entirely public, excepting those which are kept secret in the interest of morality and decency, and that there is not a nation on the earth where the distinction between political criminals and those of other classes is more carefully and scrupulously guarded. As to his complaint respecting the nonpublicity of preliminary examinations, I have to remark that the like practice prevails in most of the European continental nations, and that therefore it cannot be held up as an exceptional reproach to Japan.

In conclusion, Mr. Editor, I would observe that if it be true, by chance, that your informant, Mr. Baba, is a native of Japan, it would better become him to employ his faculties in supporting the earnest endeavors of his government and his countrymen generally to elevate their institutions and promote substantial

reforms, than to misuse his talents in the attempt to caricature and degrade these honorable endeavors, with no loftier motive than that of the socialist, the anarchist, or the nihilist.

I am, sir, respectfully yours, E. NINOMIYA.
New York, June 29, 1887.

THE EVENING STAR: WASHINGTON, D.C.,
SATURDAY, JULY 9, 1887

THE JAPANESE PRISON SYSTEM.

Mr. T. Baba Asserts that His Description
was a Strict Statement of Fact.

To the Editor of THE EVENING STAR:

I have read with great curiosity a very vague and arbitrary assertion made by a person calling himself Ninomiya, and professing to be a Japanese, in regard to the Japanese prison system. By a letter, which is supported neither by experience nor by fact, he endeavors to contradict what I wrote in your paper of the 25th ultimo. He evidently knows nothing of the subject about which he writes. What I stated in my communication is simple fact, and the result of my own experience and observation.

That is to say, I described the construction and sanitary arrangement of the prison, the arrangement for bathing, the treatment and mode of punishment of prisoners, the procedure of the secret court, and stated the number of cages of prisoners and officers, and the quantity and quality of food, drink, and clothing.

But Mr. Ninomiya bases his argument simply on his imagination, and thus what he says has no weight whatever against a strict statement of fact like mine, which can be testified to by many of my friends who are traveling in this country and by others in Europe.

I have seen many prisons in England and in this country, but these prisons are paradises compared with the filthy Japanese prison. It is an established fact, well known to every educated Japanese, that the present Japanese government does not recognize any difference between political and common offenders. This was proved in the recent case of Kono and seven others, who were punished by seven years' imprisonment, for a political offense. They were arrested in the district of Fukushima with about fifty others and conveyed to the same prison in Kaijibashi. They were scattered through the whole prison, as it is the rule of the Japanese prison never to keep two accomplices in one cage. They were all placed in the same cages with murderers and thieves of the worst character, and were treated in the same way as these.

Again, Mr. Ninomiya shows his utter ignorance of criminal procedure when he attempts to justify the Japanese secret court by saying that such a system exists in European countries. Such a secret court as that of Japan, where a prisoner is threatened by a judge, deceived by false promises of mercy, or sometimes tortured by being made to stand hours and hours in a severe winter with iron handcuffs on and bound with a cord—such a court does not exist in any civilized European country, nor is it possible to keep a prisoner there in secret confinement six months, one year or three years, without a public trial. But it is true that such a secret court once existed in France and it was called the Bastille. The chief commissioner of police stood in exactly the same position as a judge of a secret court in Japan. But that time has passed, and no such thing exists now. It has ever been and still is the policy of the present Japanese cabinet to keep up an appearance in everything and to preserve serious existing evils or abuses under the coat of superficial refinement. They think that by hiding these evils from the European public they will be able to impose on the supposed credibility of the European powers, and thus succeed in securing the concessions they desire.

The same idea is clearly reflected in Mr. Ninomiya's letter. But this will do more harm than good to the Japanese people. Deception and treachery never succeed. My purpose is to speak

out freely and frankly, to admit all existing imperfections in Japan, and to show our energy and earnestness in removing these imperfections. I think this is proper and much the best way of winning the confidence of honorable and cultured people in all countries. But if the Japanese cabinet follows its present policy, as is suggested by Mr. Ninomiya, in concealing the truth, it will not be long before the Japanese government will utterly and entirely forfeit all confidence and sympathy of the civilized European powers.

T. BABA.

[Since the publication of Mr. Baba's original article and the reply to it The Star has received other correspondence, from which it appears that the experiences of other Japanese in the native prisons establish the accuracy of Mr. Baba's descriptions.—Ed. Star.]